

第 29 特定小規模施設用自動火災報知設備

特定小規模施設用自動火災報知設備とは、小規模な福祉施設等で火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

1 設備の概要

特定小規模施設用自動火災報知設備は、設置できる防火対象物を小規模なものに限定していることから、無線式の連動型警報機能付感知器のみの構成であっても、迅速な火災覚知及び報知ができるとされている設備である。

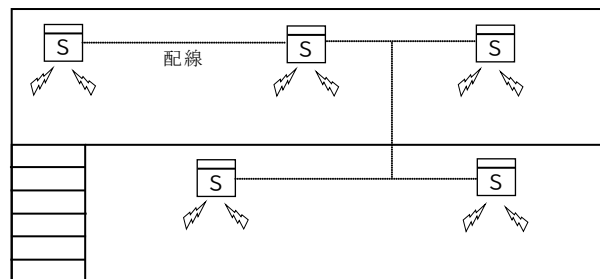
2 主な構成

(1) 受信機を用いる方式のもの（従来の自動火災報知設備と同様の方式※）

※感知器は「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 20 年総務省令第 156 号。以下「省令第 156 号」という。）第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる部分に設置すること。また、P 型 2 級受信機（1 回線）の設置も可能である。

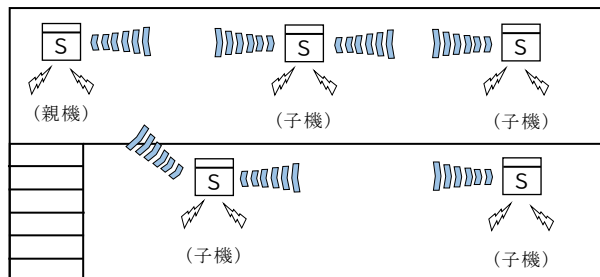
(2) 連動型警報機能付感知器（以下「連動型感知器」という。）を用いる方式のもの

（第 29－1 図参照）



第 29－1 図

(3) 無線式の連動型感知器を用いる方式のもの（第 29－2 図参照）



第 29－2 図

3 設置要件

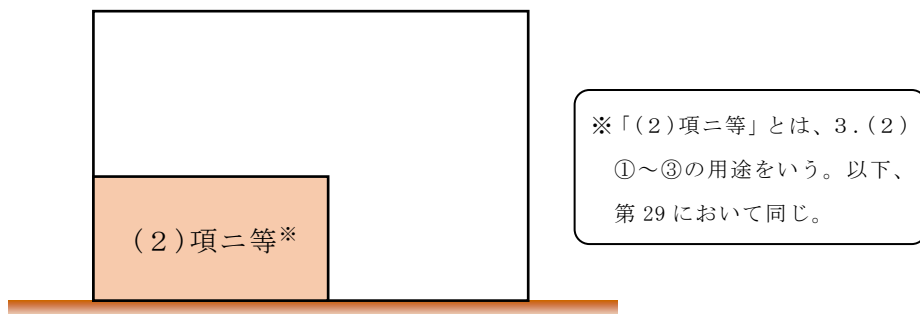
特定小規模施設用自動火災報知設備は以下に掲げるものに設置することができる。

なお、特定小規模施設とは、次の(1)から(3)に掲げる防火対象物であって、規則第 23 条第 4 項第 7 号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものをいう。

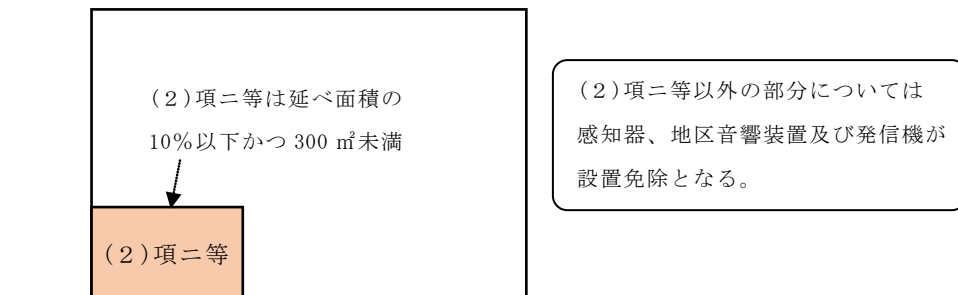
(1) 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が 300 m²未満のもの

- ① 令別表第 1 (2) 項ニに掲げる防火対象物
- ② 令別表第 1 (5) 項イ、(6) 項イ(1)から(3)まで及び(6) 項ロに掲げる防火対象物
- ③ 令別表第 1 (6) 項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

- (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、前(2)．①から③の用途に供される部分が存するもの（延べ面積が300㎡以上のものにあつては、規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物を除く。）であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）及び規則第23条第4項第1号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。）（第29－3図及び第29－4図参照）



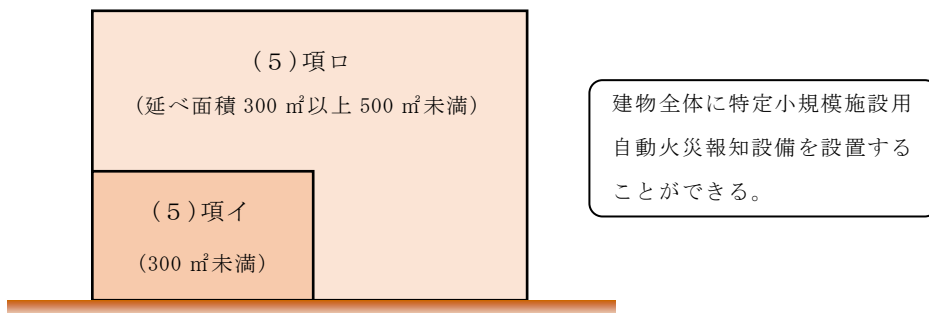
第29－3図 延べ面積300㎡未満の(16)項イの場合



第29－4図 延べ面積300㎡以上の(16)項イの場合

- (3) (2)に掲げる防火対象物以外の令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、以下の全ての要件に適合するもの。（第29－5図参照）

- ① 延べ面積が300㎡以上500㎡未満
- ② 令別表第1(5)項イ及びロ以外の用途に供される部分が存しない
- ③ 令別表第1(5)項イの用途に供される部分の床面積が300㎡未満



第29－5図 (5)項イ及び(5)項ロのみで構成される(16)項イの場合

- (4) 「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成22年総務省令第7号）第3条第2項の規定により、複合型居住施設

用自動火災報知設備に代えて特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合

4 受信機

受信機を設ける場合は、「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成20年消防庁告示第25号。以下「告示第25号」という。）第2.5の規定によるほか、次によること。

- (1) すべての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができること。
- (2) 第11自動火災報知設備3を準用すること。

5 警戒区域

省令第156号第3条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 2の階にわたる特定小規模施設については、階段室等も含めて全体を一の警戒区域（一辺の長さが50m以下に限る。）とすることができるものであること。
- (2) 第11自動火災報知設備4を準用すること。

6 感知器

省令第156号第3条第2項第2号及び告示第25号第2第1号に規定によるほか、次によること。

- (1) 感知器の設置を要する場所

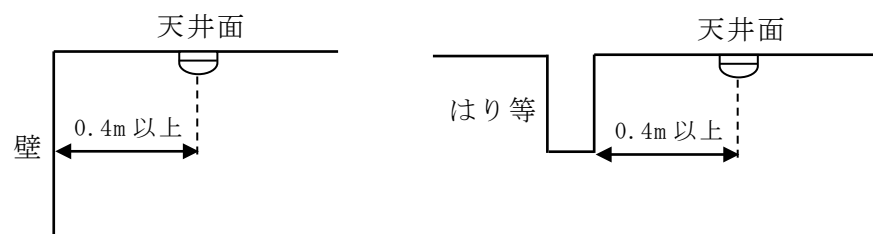
感知器は、次の①から③までの場所の天井の屋内に面する部分に設けること。ただし、床面積が30㎡以下の①の場所の場所に限り壁に感知器を設けることができる。

- ① 建基法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室
- ② 倉庫、機械室その他これらに類する室
- ③ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（前3.(1).①、(2)((1).①の用途に供される部分が存するもの）及び(3)に掲げる特定小規模施設の内部に設置されている場合に限る）。

- (2) 感知器の選択

特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器とされていること。

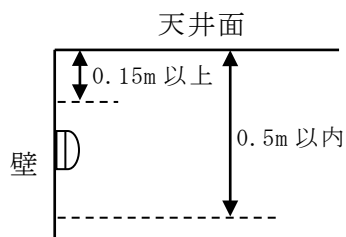
- (3) 感知器の取り付け面の高さの取り扱いは、第11自動火災報知設備5を準用すること。
- (4) 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器（以下この(4)において単に「感知器」という。）の設置方法は、次によること。
 - ① 感知器の設置方法は、第11自動火災報知設備5を準用すること。
 - ② 感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。
 - ア 壁又ははりから0.4m以上離れた天井の屋内に面する部分（第29-6図参照）



第29-6図

イ 天井から下方 0.15m以上 0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(第 29－ 7 図参照)



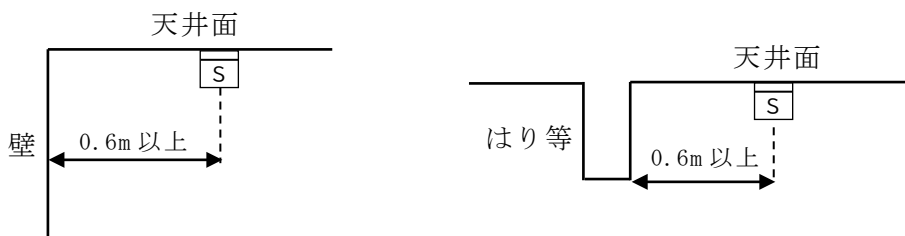
第 29－ 7 図

(5) 煙感知器の設置方法は、次によること。

① 煙感知器の設置方法は、第 11 自動火災報知設備 5 を準用すること。

② 煙感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

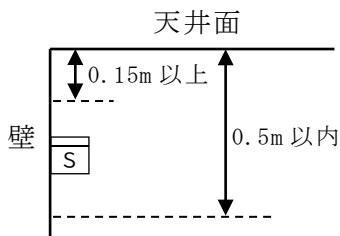
ア 壁又ははりから 0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分 (第 29－ 8 図参照)



第 29－ 8 図

イ 天井から下方 0.15m以上 0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(第 29－ 9 図参照)



第 29－ 9 図

(6) 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法は、次によること。

① 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法は、第 11 自動火災報知設備 5 を準用すること。

② 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞれ壁又は取付け面から 0.4m（煙感知器を設ける場合にあっては、0.6m）以上突出したはり等によって区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて規則第 23 条第 4 項第 3 号ロ及び第 7 号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき 1 個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

ア 壁又ははりから 0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分

イ 天井から下方 0.15m以上 0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分

7 中継器

告示第25号第2.2の規定によるほか、第11自動火災報知設備6を準用すること。

8 発信機

告示第25号第2.9の規定によるほか、次によること。

- (1) すべての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が一の場合で、受信機を設けない場合には、発信機を設けないことができること。
また、P型2級受信機で接続することができる回線が一のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線が一のもの又はGP型3級受信機に設ける場合については、規則第24条第8号の2の規定により、発信機を要しないものであること。
- (2) 第11自動火災報知設備10を準用すること。

9 地区音響装置

告示第25号第2.8の規定によるほか、次によること。

- (1) すべての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が一の場合で、受信機を設けない場合には、地区音響装置を設けないことができること。
また、P型2級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線の数が一のもの又はGP型3級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合については、規則第24条第5号の規定により、地区音響装置を要しないものであること。
- (2) 第11自動火災報知設備8を準用すること。

10 電源

常用電源及び非常電源は、告示第25号第2.6及び7の規定によるほか、次によること。

- (1) 常用電源
 - ① 自動火災報知設備の常用電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとされているところ、電力が正常に供給されていることを確認することができる場合にあっては、分電盤との間に開閉器が設けられていない一般の屋内配線からとることができるほか、一次電池を電源とすることができること。この場合において、一次電池を電源とする連動型感知器が有効に作動できる電圧の下限值となった場合には、当該連動型感知器を交換するか、又は、電池を交換すること。
 - ② 交流低圧屋内幹線
自動火災報知設備の常用電源を交流低圧屋内幹線から供給する場合は、第11自動火災報知設備3.(1).①を準用すること。
 - ③ 蓄電池
自動火災報知設備の常用電源を蓄電池から供給する場合は、第11自動火災報知設備3.(1).②を準用すること。
- (2) 非常電源
 - ① 受信機を設けない場合において、次のア又はイのいずれかに該当するときは、それぞれア又はイに定める電池を非常電源とすることができる。
ア 連動型感知器の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が連動型感知器を有効に作動できる電圧の下限值となった旨を72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又は音響により伝達した後、当該連動型感知器を1分間以上有効に作動することができるとき。

イ 連動型感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合において、当該電源が停電した後、連動型感知器を10分間以上有効に作動することができる容量の電池が設けられているとき（電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるときに限る。）。

② 受信機を設ける場合は、第11自動火災報知設備3.(2)を準用すること。

11 配線

(1) 特定小規模施設用自火報告示第2第3号の規定する「感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できる措置」とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、連動型感知器により受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものが該当するものであること。

なお、従来どおり送り配線の方式でも構わないこと。

(2) 第11自動火災報知設備12を準用すること。

12 火災通報装置等との連動

火災通報装置等と自動火災報知設備との接続方法は、第14火災通報装置8を準用すること。

13 無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備

無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備は、告示第25号第2.4の規定によるほか、第11自動火災報知設備13を準用すること。